

第6回京都パンレッスン開催!

今月のメニュー

1. 京都パンレッスン
2. (有)プロムナード経営計画発表会
3. 講演活動
4. 座談会案内
5. 税コラム



第6回京都パンレッスン

7月29日と9月2日、今年も株式会社木下商店にて、第6回京都パンレッスンが開催されました。両日とも、定員以上のお申し込みをいただき、皆さん楽しみながらも熱心に受講されていました。シェフ・先生・お手伝いの方々が、この日の為にレシピの準備や打ち合わせ、そして当日も段取りを確認しながら臨機応変に動くことで、2日間とも無事に終えることができました。私もカメラ操作や受付等、微力ながらお手伝いさせていただき、とても楽しい時間を過ごすことができました。皆様、ありがとうございました。(福重 有紀子)



パンと一緒に集合写真



出来上がったパン。どれも美味しそう!



お手伝いの方々



講師の近くで実習



じゃんけん大会もありました

有限会社プロムナード 経営計画発表会

9月13日(金)に有限会社プロムナードの経営計画発表会に参加させて頂きました。開会宣言の後、経営理念を従業員のみならず、参加者全員で唱和しました。全体が一体感に包まれる中、前田社長の挨拶。今期の結果と来期への取組を発表、時には笑いを交えながら参加者全員がその話に聞き入っていました。その挨拶の後は来賓のお話が続き、各店舗のチーフがそれぞれの目標を発表していきました。本店が掲げた目標は「知ってもらい! 来てもらい! 買ってもらえる!」お店作り。これを達成するために岡販売チーフがイベント等の新たな取組、池製造チーフが新商品・復刻商品等の取組を発表されました。続いて青山店が「準備9割」質を高めてお客様を増やす。を目標に掲げ、嶋村製造チーフがそれらを達成するためのスケジュールリング・取組を発表されました。山陽店については、「接客を磨き、お客様を笑顔に!」を目標に掲げ、接客に重点を置き、具体的な場面を挙げ、その際のきめ細やかな接客の取組を発表されていました。最後に、経営計画発表会に参加された従業員一人一人の目標を発表。それぞれが個人の違った目標を持ちながらも、社長をはじめ、従業員の皆様が、会社で目指す目的に向かって進んでいる事を強く感じました。微力ながら私も目的のためお手伝いさせて頂こうと決意しました。(神村 嘉拓)



前田社長のお話を、時には笑いを交えながら、皆さん真剣に聞いていました。



最後は参加者全員でポーズを決めながら記念撮影です!

～三重県中小企業家同友会北勢支部～



9月10月の2カ月にわたり、ランチェスターの法則に基づく「差別化の戦略を研究する」というテーマで講演をさせていただきました。ただ講演を聞いて終わりというだけではなく、「自社に落とし込んだ場合どうなるか？」自社に持ち帰りそしてグループでディスカッションするなど、本気で研究する姿勢が素晴らしかったです。私の場合、業種特化の中でも特殊な事例。応用は難しいかもしれませんが、少しでもお役に立てれば幸いです。 河原 浩



グループディスカッションの際には輪に参加させていただきました

～千葉ベーカリープロジェクト～

9月23日(祝)千葉船橋において講演させていただきました。テーマは「パン屋経営における税とその対策」台風15号の復旧がままならない状況の中、たくさんのパン屋さんに集まって頂きました。所得税対策の結果、思わぬ税が発生するかも?! そんな意外と知られていない税金の話などもさせていただきましたが、やはり興味のは中心は「改正消費税」。10月に入り、すでに施行が始まっていますが、今回の講演が少しでもお役にたてていれば嬉しいです。 河原 浩



台風被害からの早期復旧をお祈りしております

ベーカリー座談会

本年も毎月大阪と東京で各1回ベーカリー座談会を開催しております。各回とも18時～20時に実施し、終了後に懇親会も実施する予定です。毎回ミニ講義と参加された方からテーマを募り、ワイワイガヤガヤと意見交換をしていただきます。ホームページにアンケートや詳しいご案内がございます。是非ご参照ください。検索キーワード→「ベーカリー座談会」 <https://www.bakery-no1.com/talk.html>

大阪会場: 参加費 1,000円
河原事務所Cafeスペース
(大阪市北区梅田 1-1-3
大阪駅前第3ビル 2F)
11月11日(月) 12月2日(月)



東京会場の様子です

東京会場: 参加費 1,000円
(株)PAN.Labo 東京営業所
(東京都中央区銀座 6-6-1
銀座風月堂ビル 5F)
10月22日(火) 11月19日(火)



↑QRコードで読取してください

税務コラム

本年10月1日に施行された消費税の軽減税率に伴い、手書きの領収証の記載事項についても気をつけるべき点があります。今回もいくつか例示を紹介させていただきます。今回の点に限らず、詳しく知りたいことがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(喜多 泰友)

すべてが軽減税率対象品目の領収証の例

領 収 証
2019年10月〇〇日

△△ 様

¥5,400-

但し、全商品が軽減対象
上記の金額正に領収致しました。

収入 印 紙	内 訳	〒123-4567		
	税抜き金額	〇〇県〇〇市 印		
	消費税額 (%)	プーランジエリ〇〇		

区分記載請求書に対応した領収証の例

領 収 証
2019年10月〇〇日

△△ 様

¥7,600-

8%対象 5,400円
10%対象 2,200円
但し、パン(軽減対象)、雑貨
上記の金額正に領収致しました。

収入 印 紙	内 訳	〒123-4567		
	税抜き金額	〇〇県〇〇市 印		
	消費税額 (%)	プーランジエリ〇〇		